# 新型インフルエンザ等
# 感染症の発生時における
# 廃棄物処理事業継続計画

## ＜安芸太田町＞

令和２年７月

令和７年６月改正

# 目次


１．　基本方針 1
２．　計画の前提条件 1
　（１）　被害想定の根拠 1
　（２）　発生段階 2
　（３）　新型感染症等における被害想定 2
３．　事業継続計画の体系 3
４．　体制の整備 3
　（１）　危機管理体制 3
　（２）　情報収集体制 4
５．　感染防止策 7
　（１）　基本的事項 7
　（２）　個人防護服の使用 7
　（３）　その他 8
　（４）　感染リスクの評価 8
　（５）　具体的な感染防止策 9
６．　事業継続に重要な要素の確保 10
　（１）　人員の確保 10
　（２）　物資の確保 11
７．　重要な要素が不足した場合の対策 12
　（１）　人員が不足した場合の対策 12
　（２）　物資が不足した場合の対策 13
　（３）　重要業務の特定（業務の優先順位の決定） 13
８．　感染症発生後の対応 15
９．　教育･訓練 15
10.　点検･是正 15
新型インフルエンザ等感染症に関する参考情報について 16

## １　基本方針

廃棄物の処理は、町民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、本町は、新型インフルエンザ等感染症の流行時においてもその事業を着実に継続する必要がある。職員及びその家族の生命と健康の維持を図るとともに、事業の継続のための必要な措置について定める。

## ２　計画の前提条件

### （１）被害想定の根拠

新型インフルエンザ等感染症は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染・接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザと共通の特徴を有していると考えられている。

流行予想については、平成 26 年 11 月本町策定の「安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画」数値を引用する。

なお、正確な流行予想を設定するのは困難であるが、感染経路が飛沫感染及び接触感染、マクロ飛沫感染であることを念頭におき、感染防止策などを検討していく。

流行予測（全国・広島県・安芸太田町）

| 区　　分 | 全　国 | 広島県 | 安芸太田町 |
|---|---|---|---|
| 総　人　口 | 約12,800万人 | 約287万人 | 7,006人 |
| 患者数（人口の25%がり患すると仮定） | 約3,200万人 | 約72万人 | 約1,752人 |
| 医療機関を受診する患者数 | 約1,300～2,500万人 | 約29～56万人 | 約715～1,366人 |
| 入院者数（中等度～重度） | 約53～200万人 | 約1.2～4.5万人 | 約28～112人 |
| 死亡者数（中等度～重度） | 約17～64万人 | 約0.4～1.4万人 | 約7～35人 |
| 1日最大入院者数（中等度） | 10.1万人 | 2,280人 | 7人 |
| 1日最大入院者数（重度） | 39.9万人 | 約8,800人 | 約21人 |

（安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画引用）

（２）発生段階

新型インフルエンザ等感染症対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階に想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生状況に応じ、柔軟に対応をしていくことが必要になることから、発生段階を未発生期から小康期までに分類をする。

| 発生段階 | | | 状態 |
|---|---|---|---|
| 国発生段階 | 県発生段階 | 町発生段階 | |
| 未発生期 | 未発生期 | 未発生期 | ・新型インフルエンザ等が発生していない状態<br>・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況（発生疑いを含む） |
| 海外発生期 | 海外発生期 | 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 国内発生早期 | 県内未発生期 | 町内未発生期 | いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、町内で発生していない状態 |
| 国内感染期 | 県内発生早期 | 町内発生早期 | 町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 |
| | 県内感染期 | 町内感染期 | 町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態 |
| 小康期 | 小康期 | 小康期 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

（安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画引用）

段階は極めて短期間になる可能性があり、必ず段階どおりに進行するとは限らない。

また緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容も変化することが必要となる。

なお、発生段階の移行については必要に応じて県と協議し、町対策本部においても決定する。

（３）新型感染症等における被害想定

新型インフルエンザ感染症等による社会への影響は、医療崩壊や緊急事態宣言発令などの様々なものが想定されるが、安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画で示している、影響の一つ例として下記のものがあげられている。

ピーク時（約２週間）に職員が発生して欠勤する割合は、多く見積もって５%程度と考えられるが、職員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休校や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難になるものなど、様々な理由による出勤できない職員を見込み、ピーク時（約２週間）には職員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 3　事業継続計画の体系

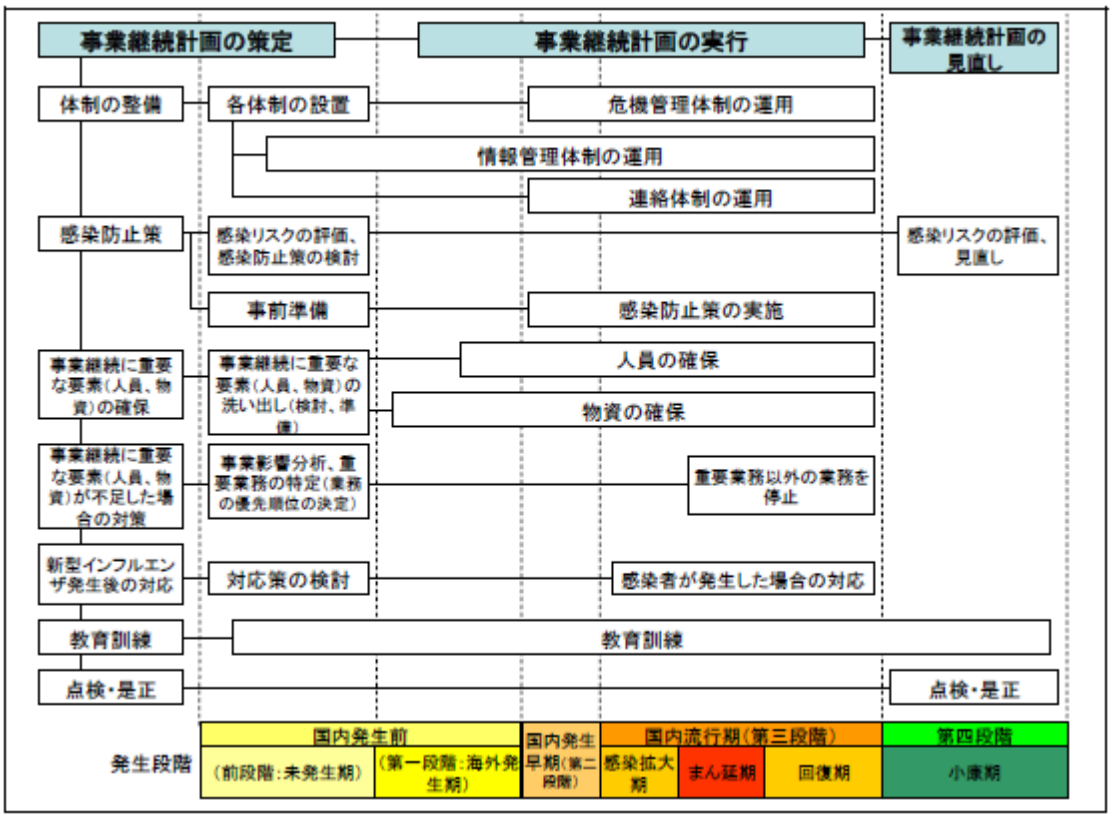


## 4　体制の整備

### （１）危機管理体制

新型インフルエンザ等感染症の対策本部の設置期間は、第一段階（海外発生期）から感染症の第四段階（小康期）までとする。

＜安芸太田町新型インフルエンザ等感染症対策本部＞

| 組織の構成者 | 氏名及び役職 | 備考 |
|---|---|---|
| 本部長 | 町長 | 総括 |
| 副本部長 | 副町長　教育長 | 統括 |
| 本部員 | 総務課長 | 事務局 |
| | 危機管理室長 | 事務局 |
| | 議会事務局長 | |
| | 企画 DX 課長 | |
| | 税務住民課長 | |
| | 建設課長 | |
| | 産業観光課長 | |
| | 道の駅推進チーム課長 | |
| | 会計課長 | |
| | 衛生対策室長 | |
| | 加計支所長 | |
| | 筒賀支所長 | |
| | 健康福祉課長 | 事務局 |
| | 教育次長 | |
| | 教育課長 | |
| | 安芸太田病院事務長 | |
| 専門委員 | 安芸太田病院管理者 | 医療対策 |
| | 広島市消防局安佐北消防署長 | 救急・消防 |

対策本部体制については、感染症段階によって体制を変化させていく。

<table>
<tr><td>発生段階</td><td colspan="3">未発生期</td><td>海外発生期</td><td>県内未発生期</td><td>県内発生早期</td><td>県内感染期</td><td>小康期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発生段階ごとの目的</td><td colspan="3">①体制整備<br>②発生の早期確認に努める</td><td>①体制整備</td><td>①体制整備</td><td>①感染拡大防止策実施<br>②医療体制の確保<br>③感染拡大に備えた体制整備</td><td>①医療体制の維持<br>②健康被害・生活・経済への影響を最小限にとどめる</td><td>①県民生活・経済の回復を図り第二波に備える</td></tr>
<tr><td colspan="4">＜緊急事態宣言時＞<br>外出自粛要請、施設の使用制限、<br>臨時の医療施設の設置　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">県の危機管理体制</td><td>平常時</td><td>注意体制<br>※1</td><td>警戒体制<br>※2</td><td colspan="4">非常体制</td><td>警戒体制<br>※3</td></tr>
<tr><td colspan="2">広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）</td><td>広島県新型インフルエンザ等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）</td><td colspan="4">新型インフルエンザ等対策本部設置<br>（本部長：知事）</td><td>広島県新型インフルエンザ等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）</td></tr>
<tr><td>町</td><td colspan="2">通常体制</td><td>町新型インフルエンザ等対策連絡会議設置</td><td colspan="4">安芸太田町新型インフルエンザ等対策本部設置<br>（本部長：町長）</td><td>町対策連絡会議設置</td></tr>
</table>

（安芸太田町新型インフルエンザ等対策行動計画引用）

ア　平常時

平常時における感染症対策の検討や事前準備については、衛生対策室において、以下の体制により対応する。

＜平常時の危機管理体制＞

| 所属 | 役職 | 役割 |
|---|---|---|
| 衛生対策室 | 室長 | 意思決定 |
| | 課長補佐兼係長 | 情報収集 |
| | 主任 | |
| | 主任 | |

イ　情報管理体制

衛生対策室内では、別紙１に示す緊急時の連絡体制でおこなう。

対策本部での決定事項、その他緊急時の連絡事項については、別紙１に示す体制により職員に周知を図る。

職員やその家族が感染症に罹患した場合には、その状況を室長に報告し、室長が総務課長に状況を報告する。

会計年度任用職員は、別紙１に示す緊急時の連絡体制でおこなう。

室長に事故があるときは、課長補佐がその職務を行う。

ウ　業者一覧

感染症対策や情報については、共有を図り、業者の事業継続を支援する。

職員や業者社員が感染症へ罹患をした場合には、速やかに相互で情報提供をおこない、感染拡大防止を行う。

また、その際に行う業務についても、事前に協議を図っておく。

〈委託業者〉

| 会社名 | 住所 | 連絡先 | 分類 |
|---|---|---|---|
| 西部環境　有限会社 | 安芸太田町大字寺領 1512 番地 | 0826-28-1888 | 家庭ごみ収集・可燃搬出 |
| 有限会社　西部パブリック | 安芸太田町大字津浪 1664 番地 | 0826-22-2122 | 家庭ごみ収集・可燃搬出 |
| 株式会社　クリンプロ | 安芸太田町大字土居 310 番地 | 0826-28-1880 | 液状一般廃棄物搬出 |

| 会社名 | 住所 | 連絡先 | 分類 |
|---|---|---|---|
| ジェムカ　株式会社 | 山口県萩市大字福井 2773 番地 1 | 0838-52-0170 | 廃プラ・可燃 |
| 丸本鋼材　株式会社 | 広島市南区月見町 2156 番地の 9 | 082-281-0291 | 粗大・小電・<br>缶プレス |
| 株式会社　本田春荘商店 | 広島市南区東雲 2 丁目 16 番 37 号 | 082-281-1278 | 衣類・古紙・<br>缶プレス |
| 安田金属　株式会社 | 廿日市市木材港北 4 番 60 号 | 0829-32-6223 | 衣類・古紙・<br>缶プレス |
| 広島容器　株式会社 | 広島市佐伯区五日市町下河内 22-1 | 082-928-4151 | ペットボトル・ビン |
| エイジトレーディング | 広島市東区福田６丁目 2119-17 | 082-899-5870 | 古紙類・缶プレス |
| (一財)広島県環境保全公社 | 広島県広島市中区中町 8-18 | 082-544-2361 | 不燃物残渣 |

〈許可業者〉

| 会社名 | 住所 | 連絡先 | 分類 |
|---|---|---|---|
| 西部環境　有限会社 | 安芸太田町大字寺領 1512 番地 | 0826-28-1888 | 事業ごみ収集運搬 |
| 有限会社　西部パブリック | 安芸太田町大字津浪 1664 番地 | 0826-22-2122 | 事業ごみ収集運搬 |
| 西日本高速メンテナンス<br>中国　株式会社 | 広島市東区若草町 12 番地 1 | 0826-568-2288 | 事業ごみ収集運搬 |
| 株式会社　クリンプロ | 安芸太田町大字土居 310 番地 | 0826-28-1880 | し尿・浄化槽汚泥収集 |
| 栃藪建設　株式会社 | 山県郡北広島町中祖 40 番地 | 0826-35-0650 | 事業ごみ収集運搬（限定） |
| 株式会社　美和建設 | 山県郡北広島町溝口 140 番地 | 0826-38-0121 | 同上 |
| 杉本建設　株式会社 | 山県郡北広島町大元５番地 | 0826-35-0109 | 同上 |
| 有限会社　ホクブ | 広島市安佐北区可部町大字<br>今井字観音谷 371 番地６号 | 0826-815-1183 | 同上 |
| 株式会社　京栄建設 | 広島市安佐南区東野２丁目 18 番 29 号 | 082-879-3733 | 同上 |
| 廣濱建設　株式会社 | 安芸太田町大字下筒賀 1522 番地 1 | 0826-22-1234 | 同上 |
| 株式会社　竹下建設 | 安芸太田町大字下筒賀 1152 番地 1 | 0826-22-0335 | 同上 |
| 大宝建設　株式会社 | 安芸太田町大字下筒賀 384 番地 | 0826-22-2251 | 同上 |
| 株式会社　河本組 | 安芸太田町大字遊谷 665 番地 1 | 0826-28-2317 | 同上 |
| 株式会社　梅田組 | 安芸太田町大字中筒賀 2163 番地 | 0826-32-2844 | 同上 |
| 山縣建設　株式会社 | 安芸太田町中筒賀 791 番地 | 0826-32-7011 | 同上 |
| 筒賀建設　株式会社 | 安芸太田町上殿 1791 番地 1 | 0826-28-1877 | 同上 |

〈広島市〉

| 部署名 | 住所 | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 広島市環境局環境政策課 | 広島市中区国泰寺１丁目６番 34 番 | 082-504-2505 | |
| 広島市環境局業務部<br>業務第二課（浄化槽係） | 広島市中区国泰寺１丁目６番 34 番 | 082-504-2222 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 広島市環境局施設部<br>安佐南工場 | 広島市安佐南区伴北４丁目 3990 | 082-848-1114 | |
| 広島市下水道局管理部<br>西部水資源再生センター | 広島市南区扇１丁目１－１ | 082-277-8481 | |

〈北広島町〉

| 部署名 | 住所 | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 北広島町町民課 | 山県郡北広島町有田 1234 番地 | 050-5812-1854 | |
| 芸北広域きれいセンター | 山県郡北広島町川井 11080-18 | 0826-72-6595 | |

〈その他機関〉

| 機関名 | 住所 | 連絡先 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 安佐北消防署　安芸太田出張所 | 安芸太田町大字中筒賀 345-2 | 0826-32-2011 | |
| 安芸太田病院 | 安芸太田町下殿河内 236 番地 | 0826-22-2299 | |
| 役場健康福祉課 | 安芸太田町下殿河内 236 番地 | 0826-25-0250 | |
| 安芸太田戸河内診療所 | 安芸太田町戸河内 800 番地 1 | 0826-28-2221 | |
| 西部厚生環境事務所･保健所 | 広島県広島市中区基町 10-52 | 082-513-5533 | |

エ　町民

町内における感染症発生時の廃棄物処理事業の継続に関する情報については、町広報、ホームページ及び町公式 SNS などを用いて、速やかに町民に対して周知を行う。

感染症のまん延期には、必要に応じて、町民に対して一般廃棄物の排出抑制について要請を行う。

（２）情報収集体制

ア　感染症について、以下の情報収集体制を構築する。

情報収集については、総務課危機管理室及び健康福祉課が担当する。

情報収集は感染症の発生前より定期的に実施し、感染症の海外発生後には情報収集体制を強化する。

対策本部における決定事項や、その他緊急性を要する情報については、別紙１「緊急連絡体制」を用いて速やかに情報共有を図る。

イ　情報収集内容及び入手先

情報の収集先及び入手する内容は以下のとおりとする。

| 情報の入手先 | 入手する情報 | 情報収集時期 |
|---|---|---|
| 環境省 | 廃棄物処理における感染症対策に関する事項 | 平常時、海外発生期以降 |
| 厚生労働省<br>国立感染症研究所 | 感染症が発生している地域、感染拡大の状況<br>感染症の概要（病原性、治療方法、感染力等） | 海外発生期以降 |
| 総務課危機管理室・<br>健康福祉課 | 地域における感染症の医療対応・社会対応に関する情報<br>（医療体制、広島県や安芸太田町における取組内容） | 海外発生期以降 |
| 安芸太田町全体の<br>ライフライン事業 | 電力・燃料、水道等廃棄物処理に必要なライフラインの稼働状況 | 海外発生期以降 |
| 広島県循環型社会課 | 廃棄物処理における感染症対策、感染処理発生後の地域における廃棄物処理の状況 | 海外発生期以降 |

## ５　感染防止策

### （１）基本的事項

感染症発生時には、以下の感染防止策を講じることを基本とする。

| 感染防止策 | 方法 |
|---|---|
| 対人距離の保持 | 人とひとの距離は、２ｍ（最低１ｍ）以内に近づかない。<br>会話をする際には、可能な限り真正面を避ける。<br>不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。<br>密閉され、換気の悪いところには極力行かない。<br>休憩時や業務において、極力、対人距離を保持し、濃厚接触とみなされる状況を可能な限り回避できるよう工夫する。<br>勤務中はマスクを着用する（着用は個人の判断とする）。<br>自分自身の行動履歴のメモや、感染者との接触の有無を日ごろから確認する。 |
| 手洗い・消毒 | 出先からの帰庁後（外出からの帰宅後）、不特定多数の者が触るような場所に触れた後、食事の前等に、頻繁に手洗いを実施する。<br>感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や感染者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外したあとには手洗い又は手指消毒を実施する。<br>手洗いは、流水と石けんを用いて最低 30 秒以上洗うことが望ましい。<br>洗ったあとは水分を十分に拭き取ることが重要である。<br>手洗いが難しい状況では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて手指を消毒する。 |
| 咳エチケット | 咳やくしゃみの際は、マスクを着用するか、ハンカチやティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り１～２メートル以上離れる。<br>ティッシュ等がない場合には、口や前腕部（袖口）で押さえて極力飛沫が拡散しないようにする。<br>鼻水などを含んだティッシュは、すぐにごみ箱に捨てる。<br>咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因とならないように、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。<br>手を洗う場所がない場合に備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておく。<br>咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐ。 |
| 職場の換気<br>清掃・消毒 | 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机やドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子など感染者が触れる可能性が高い場所は、１日１回程度は清掃を行うことが望ましい。<br>換気に関しては、２方向の窓を開け、数分程度の換気を１時間に２回程度行うこと。<br>職員が発症し、その直前に勤務していた場合には、該当職員の机や周辺の触れた場所等の消毒剤による拭き取り清掃を行う。<br>その際作業者は、必要に応じて使い捨てマスクや手袋を着用して消毒にあたる。<br>作業後は、流水、石けんまたは速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。<br>清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は洗い、触れないようにする。<br>感染者が滞在した場所の床については、ウイルスを除去するために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。<br>明らかに感染者の体液が存在している箇所については消毒を行う。 |
| 体温・健康チェック | 出勤前に自宅で必ず検温、咳、倦怠感等の体調確認<br>健康チェックシートの記入<br>37.5℃以上の発熱の際は室長に報告し休暇する。 |
| 定期的なワクチン接種 | すべての職員が、毎年、医療機関で通常のインフルエンザ等の予防接種を受ける。<br>年齢や既往歴などを考慮しワクチン接種を受ける。 |

### （２）個人防護服の使用

個人防護服には、マスク、手袋、ゴーグル等があるが、これらは適正に使用しないと効果は十分に得られない点に留意する必要がある。

| 種類 | 方法 |
|---|---|
| マスク | 症状がある人がマスクを使用することによって、咳、くしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ、感染拡大防止ができる。<br>また健康な人がマスクを着用することにより、感染者の飛沫との接触を防ぐ。<br>マスクの表面は病原体が付着する可能性があるため、原則として使い捨てとし（1 日 1 枚）、捨てる場所や捨て方にも注意して、ほかの人が触れないようにする。<br>一般的なマスク素材だが、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、ウレタンマスクの順である。<br>ただし夏場は、熱中症に十分に注意する。 |
| 手袋 | 新型インフルエンザ等感染症は、手から直接感染するのではなく、手についたウイルスが口や鼻に触れることによって感染する。そのため手袋をしていても、手袋を着用した手で鼻や口を触っては感染防止対策にはならない。<br>手袋の着用の目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためであることから、手袋は滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋の使用をする。<br>通常軍手を用いて作業を行っている場合には、内側に薄手のゴム製の使い捨て手袋を重ねて使用する。<br>手袋を外したあとは、直ちに流水や消毒用アルコール製剤で手を洗う。 |
| ゴーグル・<br>フェイスマスク | ゴーグルやフェイスマスクは、目の結膜からの感染を防ぐために着用する。<br>直接的な感染だけでなく、不用意に目を触ることを防ぐことで感染防止にもつながる。 |

（３）その他

| 種類 | 内容 |
|---|---|
| 来庁者記録表 | 職員が業者や住民等に対応した場合、相手の氏名、滞在時間等を記録する。 |
| WEB 会議等の活用 | 感染拡大地域への出張の自粛。不特定多数の参加がある研修、会議は必要性を慎重に判断する。町外からの参加等については代替手段を検討する。 |
| 氏名と連絡先の記入 | 町主催の研修、会議を開催した際には、氏名、連絡先等を参加者名簿に記入する。 |
| 会食時の対応 | 飲食をする場面では、感染リスクが高いとされている。<br>そのため、座席の間隔の確保（又はパーテーションの設置）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底など対応をする。<br>また職場での食事をする際には可能な限り２ｍ以上の間隔をとり、対面で食事を行わない。 |
| 不要不急の往来の自粛 | 通勤、通学、通院等必要とされるものは除き、感染拡大地域及び近隣市町村への不要不急の往来を自粛する。 |

（４）感染リスクの評価

業務における感染リスクは、以下のとおりである。

ア　持込み及び処分業務

| 業務の名称 | 頻度<br>（回/日） | 感染リスク | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 持込み対応 | ６ | Ⅲ | 搬入者からの感染 |
| ごみ搬出（コンテナ交換等） | １ | Ⅱ | 委託業者からの感染 |
| ごみ搬出（資源ごみ） | １ | Ⅱ | 同乗者、搬出先業者からの感染 |
| 廃棄物の手選別<br>資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | １ | Ⅲ | 他職員、委託業者からの感染 |

※　感染リスクは、「Ⅰ 感染の可能性はほとんどない」、「Ⅱ 感染リスクが若干ある」、「Ⅲ 感染リスクがある」、「Ⅳ 感染リスクが高い」の 4 段階で評価。（以下、同じ）

イ　事務業務

| 業務の名称 | 頻度<br>（回/日） | 感染リスク | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 問合せ及び委託業者等との<br>連絡調整 | ５ | Ⅰ | |
| 訪問者との対応、窓口業務 | ５ | Ⅱ | 訪問者から感染 |
| 職員による会議<br>（朝礼を含む） | １ | Ⅲ | 他職員からの感染 |

ウ　就業時間外

| 業務の名称 | 頻度<br>（回/日） | 感染リスク | 留意事項 |
|---|---|---|---|
| 職場への通勤 | ２ | Ⅰ | 自家用車等での通勤のため感染リスクは低い |
| その他日常生活 | ― | Ⅲ | 同居者および、外出先での他者からの感染 |

（５）具体的な感染防止対策

対策実施期間は、「国内発生早期から小康期」までとする。

ア　持込み及び処分業務

| 業務の名称 | 感染リスク | 実施する感染防止策 |
|---|---|---|
| 持込み対応 | Ⅲ | マスク等の個人防護具の使用<br>事務所に戻った際には、手洗い及び手指消毒、うがいの実施<br>施設の定期的な清掃及び消毒の実施 |
| ごみ搬出（コンテナ交換等） | Ⅱ | マスク等の個人防護具の使用<br>事務所に戻った際には、手洗い及び手消毒、うがいの実施<br>肌の露出が少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用<br>施設の定期的な清掃及び消毒の実施 |
| ごみ搬出（資源ごみ） | Ⅱ | マスク等の個人防護具の使用<br>事務所に戻った際には、手洗い及び手指消毒、うがいの実施<br>車内換気をおこなう<br>運転車両使用後の清掃等の実施（必要があれば消毒） |
| 廃棄物の手選別<br>資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | Ⅲ | マスク等の個人防護具の使用<br>肌の露出が少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用<br>作業中は職員との対人距離を保持する<br>事務所に戻った際には、手洗い及び手指消毒、うがいの実施<br>施設の定期的な清掃及び消毒の実施 |

イ　事務業務

| 業務の名称 | 感染リスク | 実施する感染防止策 |
|---|---|---|
| 問合せ及び委託業者等との<br>連絡調整 | Ⅰ | 事務所の換気及び職員同士の対人距離を保持する<br>マスク等の個人防護具の使用<br>施設の定期的な清掃及び消毒の実施 |
| 訪問者との対応、窓口業務 | Ⅱ | 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施<br>窓口には手指消毒液を設置<br>訪問者の立入（場所、人数等）を制限<br>訪問者の氏名・住所・連絡先の把握<br>窓口等での仕切りの設置<br>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 |

| | | |
|---|---|---|
| 職員による会議<br>（朝礼を含む） | Ⅲ | 職員同士の対人距離の保持をする<br>マスク等の個人防護具の使用<br>会議室内の２方向の窓を開け、数分間程度の換気を１時間に２回程度行う。<br>会議の削減（対面による会議を避け、ネット会議等の使用）<br>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 |

ウ　就業時間外

| 業務の名称 | 感染リスク | 留意事項 |
|---|---|---|
| 職場への通勤 | Ⅰ | 出勤前の体温測定（37.5℃以上の発熱の際は、室長に報告し休暇をとる）。<br>通勤時のマスク着用、帰宅時の手洗い、うがいの徹底 |
| その他日常生活 | Ⅲ | 人混みや繁華街だけでなく、感染拡大地域及び近隣市町村との不要不急の往来を自粛する。<br>飲食をする場面では、感染リスクが高いとされている。<br>そのため、座席の間隔の確保（又はパーテーションの設置）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底など対応をする。<br>体調管理（十分に栄養をとり、体力や抵抗力を高め、日ごろからバランスの良い栄養をとり、規則正しい生活をし、感染しにくい状態を保つ）<br>トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。<br>手洗いを徹底する。 |

## ６　事業継続に重要な要素の確保

### （１）人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務の継続のために最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）は以下の通りおこなう。

ア　持込み及び処分業務

| 業務の名称 | 現状の人員 | 必要人員 | 補充先 |
|---|---|---|---|
| 町民などの直接搬入対応 | ６ | ２ | 役場内部 |
| ごみ搬出（コンテナ交換等） | ６ | １ | 役場内部 |
| ごみ搬出（資源ごみ）<br>積込時にフォークリフト運転<br>※フォークリフト及び<br>準中型以上免許必要 | ６ | １ | 衛生対策室勤務経験のある役場内部への異動者 |
| 廃棄物の手選別<br>資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | ６ | ２ | 役場内部 |

※人員数：４人（正規職員数）　２人（会計年度職員フルタイム）
１人（会計年度職員パートタイム）　合計７人

イ　事務業務

| 業務の名称 | 現状の人員 | 必要人員 | 補充先 |
|---|---|---|---|
| 情報収集 | ４ | １ | 役場内部 |
| 委託業者等との連絡調整 | ４ | １ | 役場内部 |
| 備蓄品の入手、在庫管理 | ４ | １ | 役場内部 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理 | 4 | 1 | 役場内部 |
| 事業継続計画の策定等 | 4 | 1 | 役場内部 |
| 町民からの問い合わせ | 5 | 1 | 役場内部 |
| 窓口業務 | 5 | 1 | 役場内部 |

（2）物資の確保

廃棄物処理事業継続のために必要な物資の確保は以下のとおりとする。

※物資などは緊急時のため下記以外の町内業者及び町外業者での購入も有り得る。

ア　処理の実務に必要な物資

| 物資（使用車両） | 月間使用量 | 入手先 | 入手先・予備① | 入手先・予備② |
|---|---|---|---|---|
| ガソリン（公用車） | 45　ℓ | 瀬戸石油 0826-23-0502 | 広成 0826-22-0446 | 辰巳屋石油店 0826-22-0137 |
| 軽油（ホイルローダー） | 59　ℓ | 同上 | 同上 | 同上 |
| 軽油（フォークリフト） | 59　ℓ | 同上 | 同上 | 同上 |
| 軽油（ダンプ） | 45　ℓ | 同上 | 同上 | 同上 |
| 軽油（トラック） | 30　ℓ | 同上 | 同上 | 同上 |
| エンジンオイル | 5　ℓ | 同上 | 同上 | 同上 |
| バッテリー | 1　個 | 同上 | 同上 | 同上 |
| ガス | 2.2　㎥ | 広島クミアイ燃料 0826-22-0226 | 加計燃料 0826-22-0017 | ― |

イ　感染防止に必要な物資

| 物資 | 使用量（/人・日） | 入手先 | 入手先・予備① | 入手先・予備② |
|---|---|---|---|---|
| マスク | 1 | 野田久 0826-22-1313 | コメリハード＆グリーン加計店 0826-25-0160 | ウエルシア薬局 0826-25-0172 |
| 使い捨て手袋 | 5 | 同上 | 同上 | 同上 |
| ゴーグル | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 防護服 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 速乾性消毒用アルコール製剤 | ― | 猪原商店 0826-22-0001 | 野田久 0826-22-1313 | ウエルシア薬局 0826-25-0172 |
| 液体石鹸 | ― | 同上 | 同上 | 同上 |
| 医療品 | ― | 猪原商店 0826-22-0001 | ウエルシア薬局 0826-25-0172 | 野田久 0826-22-1313 |
| 体温計 | ― | 同上 | 同上 | 同上 |

ウ　その他

| 物資 | 入手先 | 入手先・予備① | 入手先・予備② |
|---|---|---|---|
| 在宅用パソコン | エディオン加計店<br>0826-22-1171 | ― | ― |
| タブレット | エディオン加計店<br>0826-22-1171 | ― | ― |
| 食料品（保存食） | 株式会社フレスタ加計店<br>0826-22-2215 | ― | ― |
| 事務所燃料（灯油） | 瀬戸石油<br>0826-23-0502 | 広成<br>0826-22-0446 | 辰巳屋石油店<br>0826-22-0137 |

## 7　重要な要素が不足した場合の対策

### （１）人員が不足した場合の対策

ア　人員の調整

人員が不足した場合には、以下の方法により人員を調整し、対応する。

＜人員が不足した場合の対策＞

〇未発生期、小康期　の対応（または欠勤率 20%未満の対応）

平常時と同様に、廃棄物処理事業を継続する。

〇国内発生早期～感染拡大期、回復期　の対応（または欠勤率 30～40%までの対応）

出勤者による残業、公休日出勤により廃棄物処理事業を継続する。

〇まん延期　の対応（または欠勤率 40～60%までの対応）

「６（１）人員の確保」に従って、他部署からの人員の補充により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。

〇まん延期　の対応（欠勤率 60%を超える場合の対応）

重要業務（優先順位が高い業務）を優先し、事業を継続するとともに、重要業務以外の業務（優先順位が低い業務）は、必要に応じて、事業の縮小、中止・中断する。

（「７（３）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）」による）

事前に確保した保管場所に処理しきれない廃棄物を保管する。

住民に廃棄物の排出抑制や家庭内での保管を呼び掛ける。

イ　廃棄物の保管

人員が不足したことにより、処理できない廃棄物が生じた場合、以下の方法により、廃棄物を保管する。

＜廃棄物の保管＞

感染症のまん延期（または職員の欠勤率 60%を超えた場合）には、優先順位が高い業務のみを実施する。

優先度が低い業務を限定することで、処理が不可能となった廃棄物については、施設内に受け入れた後に保管し、対応する。

感染症の発生前の段階で、緊急時の廃棄物の保管場所を用意し、廃棄物処理法で定める保管

基準を満足するよう、必要な措置を講じておく。

〈緊急時の保管場所〉

以下の場所に、緊急時の廃棄物の保管場所を設ける。

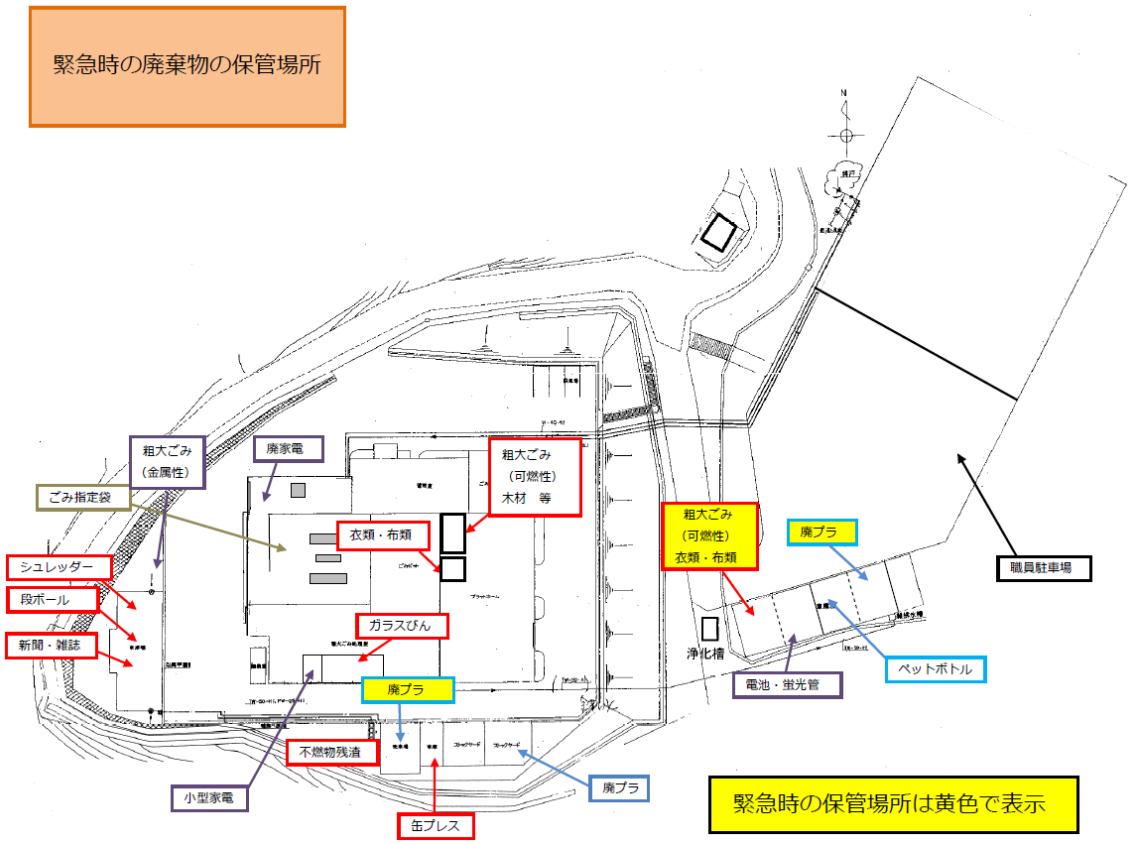


（２）物資が不足した時の対策

物資が不足した場合には、以下により対応する。

＜物資が不足した場合の対策＞

感染症の流行時に不足することが予想される物資については、備蓄量を増やす。（「６（２）物資の確保」による）

備蓄した物資が不足した場合に備えて、平常時の物資の購入先以外にも、当該物資が購入できるところを複数箇所、確保しておくことにより対応する。

（３）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）

ア　業務の優先順位別の整理

（ア）新たに発生する業務（感染症対策）

| 業務名 | 開始時期 | 備考 |
|---|---|---|
| 情報収集 | 未発生期 | 海外発生期以降、情報収集を強化 |
| 備蓄品の入手、在庫管理 | 未発生期 | 海外発生期の段階で備蓄品の追加購入 |
| 処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理 | 未発生期 | 未発生期の段階で廃棄物の保管場所を検討しておき、まん延期より保管された廃棄物の処理が完了するまで保管場所を使用 |
| 事業継続計画の策定 | 未発生期 | 小康期に計画の見直し |

（イ）通常通り継続する業務

| 業務名 | 時期 | 備考（継続時に講じる対策等） |
|---|---|---|
| ごみの搬出（コンテナ交換等） | すべての時期 | 感染防止策、人員の補充 |

（ウ）縮小して継続する業務

| 業務名 | 縮小時期 | 備考（縮小の内容） |
|---|---|---|
| 委託業者等との連絡調整、住民対応 | 感染拡大期～まん延期 | まん延期以降は、町民に排出抑制、家庭内での保管を要請 |
| 廃棄物の手選別<br>資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | 感染拡大期～まん延期 | 処理人数を縮小、職員間の対人距離を広めにとる |

（エ）中止、中断する業務

| 業務名 | 中止・中断時期 | 備考 |
|---|---|---|
| 資源ごみ、粗大ごみの収集 | 感染拡大期～まん延期 | 住民に排出抑制、家庭内での保管を要請 |
| 町民などの直接持込み対応 | 感染拡大期～まん延期 | 住民に排出抑制、家庭内での保管を要請 |

1） 発生段階（または欠勤率）別の整理

| 発生段階または欠勤率<br>業務名 | 業務の優先度 | 前段階（未発生期）<br>欠勤率0～20% | 第一段階（海外発生期）<br>欠勤率20～40% | 第二段階（国内発生早期）<br>欠勤率20～40% | 第三段階 感染拡大期<br>欠勤率40～60% | 第三段階 感染拡大期<br>欠勤率40～60% | 第三段階 まん延期<br>欠勤率60%以上 | 第三段階 回復期<br>欠勤率40～60% | 第三段階 回復期<br>欠勤率0～40% | 第四段階（小康期）<br>欠勤率0～40% | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 情報収集 | Ⅰ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒<br>情報収集の強化 | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | ⇒⇒⇒⇒ | →→→→ | →→→→ | |
| 備蓄品の入手、在庫管理 | Ⅰ | →→→→<br>在庫管理 | ⇒⇒⇒⇒<br>備蓄品の追加購入 | →→→→<br>在庫管理、必要に応じて追加購入 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | |
| 処理できない廃棄物の保管場所の確保及び管理 | Ⅰ | →→→→<br>保管場所の検討、決定 | →→→→<br>同左 | | | ⇒⇒⇒⇒<br>保管場所の使用開始、管理 | ⇒⇒⇒⇒<br>保管場所の管理 | →→→→<br>保管場所の管理 | →→→→<br>保管された廃棄物の処理が終了次第、保管場所の使用中止 | →→→→<br>保管場所の見直し等 | |
| 事業継続計画の策定 | Ⅰ | ⇒⇒⇒⇒<br>計画策定 | →→→→<br>計画の実施 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | ⇒⇒⇒⇒<br>計画見直し | |
| ごみの搬出（コンテナ交換等） | Ⅱ | →→→→ | →→→→ | →→→→<br>感染防止策 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左<br>感染防止策<br>人員の補充 | →→→→<br>感染防止策 | →→→→<br>同左 | →→→→ | |
| 委託業者との連絡調整、住民対応 | Ⅲ | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | ⇒⇒⇒⇒<br>町民へ排出抑制 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | ⇒⇒⇒⇒<br>同左 | →→→→ | |
| 廃棄物の手選別<br>資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ | Ⅲ | →→→→ | →→→→ | →→→→<br>感染防止策 | →→→→<br>処理人数の縮小<br>町民に排出抑制を要請 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | →→→→ | →→→→ | →→→→ | |
| 資源ごみ・粗大ごみの収集 | Ⅳ | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | →→→→<br>町民へ排出抑制 | →→→→<br>同左 | 中止・中断 | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | ⇒⇒⇒⇒<br>同左 | →→→→ | |
| 町民などの直接持込み対応 | Ⅳ | →→→→ | →→→→ | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | →→→→<br>同左 | →→→→<br>同左 | 中止・中断 | ⇒⇒⇒⇒<br>感染防止策 | ⇒⇒⇒⇒<br>同左 | →→→→ | |

Ⅰ：新たに発生する業務（感染症対策）、Ⅱ：通常通り継続する業務、Ⅲ：縮小して継続する業務、Ⅳ：中止、中断する業務
→：業務の実施、⇒：業務実施の強化、→：業務の一部実施

## ８　感染症発生前後の対応

新型インフルエンザ等発生時に事務所内における感染拡大を防止するため、必要十分な感染対策を講じる必要がある。そのため、平時（未発生期）から開始するものを含め、発生段階ごとに実施する感染対策を定める。

### （１）平時における感染対策の検討

ア　職場における感染リスクについて、リスクを低減する方法を検討する。

（ア）　発熱や咳などの症状がある職員の出勤停止を促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。

（イ）　多数の者と接触する機会のある職員においては、特に感染対策を充実させる必要がある。

来客に対しても、その理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施を要請する。

### （２）発生時における感染対策

ア　一般的な留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

（ア）37.5 以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤しないこと。

（イ）マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策等を行うこと。

（ウ）外出する場合は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人込みに近づかないこと。

（エ）症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。

接触した場合、手洗いなどを行うこと。

（オ）手で顔を触らないこと（接触感染をさけるため）。

イ　職場における感染対策の実行

職場への入室制限や、出勤時の職員の体温測定など、事前に定めた感染対策を実行する。

ウ　職員の健康状態の確認

欠勤した職員の本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触の可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合は室長へ報告する。

エ　職場で職員が発症した場合

（ア）病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着し、発症者にもマスクを着けさせた上で対応する。

オ　職員の家族が発症した場合

（ア）職員本人だけでなく、同居する家族等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。

（イ）同居家族が発症した場合、職員が濃厚接触者と判断され、保健所等から外出自粛等を要請される可能性がある。

国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。

## ９　教育・訓練

感染症に関する正しくまた最新の知識や、事業継続計画を円滑に実行するための教育・訓練を定期的に実施する。

厚生労働省ホームページ

| ホームページ | ＵＲＬ |
|---|---|
| 自治体・医療機関向けの情報一覧<br>（新型コロナウイルス感染症） | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html |

## 10　点検・是正

本計画は必要に応じて、点検、是正し、適切な対策を講じる。

## 新型インフルエンザ感染症等に関する参考情報一覧

### （１）関係団体、ライフライン等

| ホームページ | ＵＲＬ |
|---|---|
| 感染症情報提供サイト | https://id-info.jihs.go.jp/ |
| 国民生活センター | http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html |
| 各都道府県の産業廃棄物協会（全国産業資源循環連合会） | https://www.zensanpairen.or.jp/federation/about/member/ |
| 電気事業連合会 | http://www.fepc.or.jp/index.html |
| 石油関連サイト（石油連盟） | http://www.paj.gr.jp/about/link/index.html |
| 石油リンク集（全国石油業共済協同組合連合会） | http://www.zensekiren.or.jp/06contents06/04 |
| 水道リンク集（日本水道協会） | http://www.jwwa.or.jp/link/index.html |
| 日本工業用水協会 | http://www.jiwa-web.jp/information/#influenza |
| 日本ガス協会 | http://www.gas.or.jp/link/gaslink.html |
| 全国 LP ガス協会 | https://www.japanlpg.or.jp/index.html |
| （一社）日本疫学会 | https://jeaweb.jp/covid/index.html |

### （２）新型インフルエンザに関する情報

| ホームページ | URL |
|---|---|
| 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びＱ＆Ａ（環境省） | http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html |
| 新型インフルエンザ対策（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議） | http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html |
| 新型インフルエンザ対策関連情報<br>（厚生労働省） | http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html |
| 各省庁、都道府県の新型インフルエンザのページ（厚生労働省） | http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/04.html |

### （３）近隣市町インフルエンザ等感染症等対策ホームページ

| | |
|---|---|
| 安芸太田町 | 町公式サイト：http://www.akiota.jp/ |
| 広島県 | インフルエンザ：<br>https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kansen-wadai-zyouhou-inf-zyouhou.html |
| 広島市 | インフルエンザ：<br>https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/eisei/1003071/1028019/1028021/1011100.html |